

<中学校校区一覧>

お子さまの指定学校をご確認ください。

<勝山中学校> 鶏冠井町楓畑 24 番地(電話 075-921-1106)

町名など	小字名
	向陽小学校区全域・第 5 向陽小学校区の全域、第 3 向陽小学校区の鶏冠井町全域
寺戸町	大牧・芝山・西野の府道上久世石見上里線以南 渋川・二枚田・岸ノ下の阪急電車以西 古城、中野

<西ノ岡中学校> 物集女町吉田 1 番地(電話 075-922-4000)

町名など	小字名
	第 2 向陽小学校区全域
寺戸町	八反田、石田、東御泥、永田、北野、中村垣内、西垣内、中垣内、北垣内、初田、新田、向畑、寺山、里垣内、乾垣内、北前田、正田 二ノ坪・三ノ坪・笹屋・飛龍・小佃の阪急電車以西 大牧・西野・芝山の府道上久世石見上里線以北

<寺戸中学校> 寺戸町蔵ノ町 1 番地(電話 075-934-5311)

町名など	小字名
	森本町全域(天神森阪急電車以西を除く)
寺戸町	七ノ坪、八ノ坪、九ノ坪、志賀見、蔵ノ町、寺田、修理式、瓜生、山縄手、久々相、西田中瀬、東田中瀬 渋川・二枚田・岸ノ下の阪急電車以東 二ノ坪・三ノ坪・笹屋・飛龍・小佃の阪急電車以東

<注意事項>

- ① 小学校入学(転入)時に希望校制度(通学区域の弾力化制度)を利用された場合も、中学校進学時には、お住まいの住所により定められている中学校が指定中学校になります。指定中学校以外の学校への就学を希望される場合は、「通学区域の弾力化制度」の届出が必要です。詳しくはお配りしている制度紹介パンフレットをご覧ください。
- ② 就学予定者の入学時に、兄・姉が通学区域の弾力化制度を利用し、本来の校区以外の学校に在学されていて、その弟・妹が同じ学校への就学を希望される場合も、必ず届出書の提出が必要です。
届出書の提出がない場合は、指定校への入学となります。

※上記通学区域一覧について、ご不明な点がございましたら下記連絡先までご連絡ください。

向日市教育委員会 学校教育課 TEL 075-874-2998(内線 818・813)